第六条　厚生年金保険法施行令の一部を次のように改正する。

第一条の四を第一条の五とし、第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第六条第一項第一号レの政令で定める者）

第一条の二　法第六条第一項第一号レの政令で定める者は、次のとおりとする。

一　公証人

二　司法書士

三　土地家屋調査士

四　行政書士

五　海事代理士

六　税理士

七　社会保険労務士

八　沖縄弁護士に関する政令（昭和四十七年政令第百六十九号）第一条に規定する沖縄弁護士

九　外国法事務弁護士

十　弁理士

第三条の五の二第一項中「の申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

第三条の十二の三の表及び第三条の十二の九第一項の表中「第一条の四第一項」を「第一条の五第一項」に改める。

第三条の十三の二第一項中「第七十八条の二十八」を「第七十八条の二十八第一項」に改め、同項の表に次のように加える。

第五項	により老齢厚生年金	により一の期間に基づく老齢厚生年金
老齢厚生年金を	一の期間に基づく老齢厚生年金を	
第五項ただし書	その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一　当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるとき。 二　当該請求をした日の五年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。	第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して五年を経過した日後にあるときは、この限りでない。

第三条の十三の二第二項中「第七十八条の二十八」を「第七十八条の二十八第一項」に改める。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百二十三号。次条において「平成二十八年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二号」の下に「及び第十九条」を加える。

本則に次の一条を加える。

（標準報酬平均額の算定方法に関する経過措置）

第十九条　年金機能強化法附則第十七条の二第二項の規定により厚生年金保険法第四十三条の二の規定を読み替えて適用する場合における厚年令第三条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条の二第二項の規定により読み替えられた法第四十三条の二第一項第二号イに規定する所定労働時間別構成」とする。

第八条　平成二十八年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二号及び第十九条において」を「以下」に改める。

第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（標準報酬平均額の算定方法に関する経過措置）」を付する。

本則に次の一条を加える。

第二十条　年金機能強化法附則第十七条の二第三項の規定により厚生年金保険法第四十三条の二の規定を読み替えて適用する場合における厚年令第三条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条の二第三項の規定により読み替えられた法第四十三条の二第一項第二号イに規定する所定労働時間別構成」とする。

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第九条　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条の二十二」を「第六十五条の二十三」に改める。

第二条第四号中「第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項」を「第八十二条の六第一項又は第九十一条の二十七第二項」に改める。

第五十四条の八中「第八十二条の四第一項」を「第八十二条の五第一項」に改める。

第五十四条の九中「第八十二条の五第一項」を「第八十二条の六第一項」に改める。

第六十五条の五第四項中「及び終了制度加入者等」を「、終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者（法第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。第六十五条の二十において同じ。）」に改める。

第六十五条の十四中「及び第九十一条の二十第三項」を「、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第一項」に、「及び第九十一条の二十二第三項」を「、第九十一条の二十二第三項及び第九十一条の二十三第一項」に改める。

第九十一条の二十三第二項の表以外の部分中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改め、同表第三十四条第一項ただし書の項中「及び第九十一条の二十第三項」を「、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第一項」に、「及び第九十一条の二十二第三項」を「、第九十一条の二十二第三項及び第九十一条の二十三第一項」に改め、同表第三十六条第一項の項中「又は第九十一条の二十第一項」を「、第九十一条の二十第一項」に改め、「終了制度加入者等」の下に「又は企業型年金加入者であった者（第九十一条の二十三第一項に規定する企業型年金加入者であった者をいう。以下同じ。）」を加え、同表第三十七条第二項の項中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改め、同表第四十七条の項中「及び第九十一条の二十一第三項」を「、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十三第一項」に、「中途脱退者又は」を「中途脱退者、」に改め、「終了制度加入者等」の下に「又は企業型年金加入者であった者」を加え、同表第五十四条の項中「中途脱退者又は」を「中途脱退者」に改め、「終了制度加入者等」の下に「並びに企業型年金加入者であった者」を加え、同表第六十条第二項の項中「受ける」の下に「額及び連合会が確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関（同法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）から移換を受ける」を加え、同表第六十一条の項及び第七十二条の項中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改める。